

休日急患診療

休日や祝日の急な病気やけがのときは次の医療機関をご利用ください。

期 日	医療機関名	電話番号
5月17日(日)	清幸会行田中央総合病院	553-2000
5月24日(日)	社幸会行田総合病院	552-1111
5月31日(水)	清幸会行田中央総合病院	553-2000
6月7日(日)	社幸会行田総合病院	552-1111
6月14日(日)	清幸会行田中央総合病院	553-2000

診療時間 午前10時～午後5時

診療科目 内科、小児科、外科

※医療機関が変更されることがありますので、事前に問い合わせください。



#7119 (365日24時間対応)

病院に連れて行こうか迷ったときや受診できる医療機関を知りたいときの全国共通ダイヤルです。また、県では、「埼玉県AI救急相談」を実施しています。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/aikyukyu.html>

在宅医療窓口

「病気があるが、足が不自由で通院できない」「寝たきりの家族がいて床ずれが心配」などの相談があるとき

- ・在宅医療支援センター ☎553-2060
- ・相談時間 午前9時～午後5時
- ※土・日曜日、祝日、年末年始などを除く

「歯科医院への通院が困難」「訪問歯科診療を行っている歯科医院が知りたい」などの相談があるとき

- ・在宅歯科医療推進窓口 ☎080-1391-8020
- ・相談時間 午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く) ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く



保 健 案 内

保健センター
 長野2-3-17
 TEL:553-0053
 FAX:555-2551



新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、保健センターで行われる事業は急きょ中止または延期する場合があります。最新情報は市ホームページでお知らせします。

子どもの健康

ママ・パパ教室(要申し込み)

日 時 5月26日(火)午前9時30分～正午
 (午前9時15分から受け付け)

対 象 妊婦とその家族
 定 員 20人(先着順)

※詳細は市ホームページをご覧ください。



赤ちゃんクラス(申し込み不要)

日 時 5月18日(月)、6月15日(月)午前10時～11時30分

対 象 4カ月未満のお子さんとその保護者
 内 容 お子さんの体重測定や育児相談

離乳食(後期)教室(要申し込み)

日 時 5月21日(木)午前10時30分～11時30分
 (午前10時15分から受け付け)

対 象 9～11カ月のお子さんとその保護者(保護者のみの参加可)

乳幼児相談(要申し込み)

日 時 6月4日(木)午前9時30分～11時30分
 対 象 就学前のお子さんとその保護者

乳幼児健診など

事 業 名 4カ月児健診、離乳食(初期)教室、10カ月児相談、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診

そ の 他 対象者には通知します。転入されたお子さんで、前住所地で受診していない方は保健センターにご連絡ください。

世界禁煙デーに合わせ忍城を黄緑色にライトアップ

5月31日は、世界保健機関(WHO)が禁煙を推進するために制定した「世界禁煙デー」です。本市では、行田市医師会と協働で市のシンボルである忍城を黄緑色にライトアップし、禁煙の普及啓発活動の推進を図ります。ご覧になる場合は、人との距離を十分空けてください。

ライトアップ期間

5月29日(金)～6月4日(木)の日没から午後10時

おとなの健康

健康相談(要申し込み)

日 時 5月20日(水)
 ※時間は申し込みの際にお知らせします。

場 所 保健センター

こころの相談(要申し込み)

日 時 5月27日(水)
 ※時間は申し込みの際にお知らせします。

場 所 保健センター

対 象 不安や不眠、生活リズムの乱れ、人間関係など、心に悩みのある方

骨粗しょう症検診 あなたの骨は大丈夫ですか

骨粗しょう症とは、カルシウム不足から骨量が減少し、骨が折れやすくなる状態のことをいいます。早めに検診を受けて、自身の骨量を確認し、骨を丈夫にするためのきっかけづくりにしませんか。

日 時	対 象
6月9日(火) 午前9時～11時30分	次に該当する女性 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日生まれ 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日生まれ 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日生まれ 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日生まれ 昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ 昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ
6月10日(水) 午後1時30分～3時	上記生年月日以外の20歳以上の女性

場 所 保健センター

検査方法 前腕のエックス線検査

定 員 各日200人※30分ごとの時間予約制

費 用 500円
 ※70歳以上の方、生活保護受給中の方および特定中国残留邦人などで支援給付を受けている方は無料
 ※市民税非課税世帯の方は、検診日の2週間前には同センターで手続きをしてください。

持 ち 物 印鑑(朱肉を使用するもの)

申し込み 5月12日(火)から電話で同センター

観光協会会員を募集します

行田市観光協会は、行田の魅力を広く発信し、市の活性化に寄与する活動を行っています。

この観光協会の活動を通じて「元気な行田」をつくるため、観光協会の会員となって応援して下さる個人・法人・団体を募集します。

▶特典

- ・観光客からの問い合わせに対する会員の紹介
- ・テレビ、ラジオ、雑誌などの取材に対する会員の紹介
- ・観光協会ホームページやインスタグラムにおける会員(店舗)の紹介
- ・観光協会ホームページと会員情報掲載ページとのリンク
- ・観光案内所における会員作成パンフレットの提供
- ・観光情報館「ぶらっと♪ぎょうだ」での商品の出品

▶年会費 1口2,000円【個人】1口以上【法人・団体】5口以上

▶問い合わせ 同協会事務局(商工観光課内・内線389)

戦没者などのご遺族の皆さんへ 第11回特別弔慰金が支給されます

戦後70周年に当たり、戦没者などのご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。

▶請求期限 令和5年3月31日(金)

▶支給対象 令和2年4月1日現在、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」など受ける方(戦没者などの妻や父母)などがいない場合に、次の優先順位に該当する遺族1人に支給します。

- ①戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権者
- ②子
- ③生計関係のあった(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹
- ④③以外の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹
- ⑤①～④以外の三親等内親族で1年以上生計関係のあった方

▶支給内容 額面25万円の記名国債(5年償還)

▶その他

- ・特別弔慰金の権利を有する遺族が数人いる場合、そのうちの1人が行った特別弔慰金の請求は、同順位の権利者全員のためにしたものとみなされ、またその1人に行った権利の裁定は全員に対してしたものとみなされます。
- ・同順位者がいる場合は、同順位者間で調整の上、代表して請求してください。
- ・請求期限を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができません。

相談の請求申請において、6月までは窓口の混雑が予想されます。新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力いただくため、時間に余裕を持ち相談していただきますようお願いいたします。

▶申し込み・問い合わせ 福祉課トータルサポート推進担当(内線285)